

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

那須烏山市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

栃木県那須烏山市

3 地域再生計画の区域

栃木県那須烏山市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の総人口は、平成17年の合併時の31,152人以降、減少が続いており、住民基本台帳によると、令和2年に26,104人となっています。平成30年の国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和17年に20,000人を割り込み、令和42年には、10,000人を割り込むと推計されています。

年齢3区分別人口の推移については、生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（0～14歳）は、総人口と同じく年々減少していくと推計されています。老年人口（65歳以上）は年々増加していきませんが、第1次ベビーブーム世代（昭和22年～昭和24年生）が約80歳となる令和7年をピークに減少に転じています。令和17年には老年人口が生産年齢人口を上回り、本市の総人口の約半分を占めることとなります。それ以降は緩やかに減少することが見込まれます。また、本市の人口構造は、男女ともに年少人口が減少し、その後に生産年齢人口の減少、そして老年人口の増加へと順次推移していくと見込まれています。令和42年において、年少人口613人、生産年齢人口3,658人、老年人口5,409人となる見込みです。特に、若年女性の減少に伴い出生数が減少し、人口減少に歯止めがかからない状況が懸念されます。

自然動態に関して、出生数については、若年女性の人口減少の影響により平成18年の210人をピークに減少傾向となっています。特に平成27年以降は、年間150人を割り込んでおり、少子化が進展していることがうかがえます。一方、死亡数

は、400人前後で推移していますが、平成30年には出生数138人に対し、死亡数が411人で273人の「自然減」となっており、今後は老年人口の増加に伴い一層の「自然減」が見込まれます。なお、合計特殊出生率については、平成20年に1.19となり、国・県の率を大きく下回っていましたが、平成22年以降は緩やかに回復傾向にあります。この「合計特殊出生率」を算出する際は、「15～49歳の女性」が母数となりますので、若い世代の女性の人口が重要な要素となります。本市では、若年女性の減少に伴い、年間の出生数が減少していることが影響していると考えられます。

社会動態に関して、平成18年は転入数876人に対し転出数921人で、転出数が45人上回る「社会減」でしたが、それ以降、転出数は緩やかに減少傾向にあります。しかし、近年では転入数も減少しているため、毎年、約200人程度の「社会減」の傾向が続いており、平成30年は255人の社会減となっています。なお、平成23年の大幅な転出超過の要因は、東日本大震災が影響していると考えられます。

このような、少子高齢化・人口減少の進行は、地域経済の規模縮小だけでなく、地域コミュニティの機能低下、伝統文化の保存・継承など市民生活に与える影響や市税の減少、市街地内の空き家・空き店舗・空き地等の低未利用地や郊外における耕作放棄地の増加、社会保障費の増加等による財政状況の悪化、それに伴う公共サービスの低下などが懸念されます。

これらの課題に対応するため、以下の4つの基本目標を設定し、人口減少に歯止めをかけるための積極的な施策の展開と、人口構造に適したコンパクトなまちづくりに取り組んでいきます。

- ・基本目標1 本市における安定した雇用を創出し、安心して働けるようにする
- ・基本目標2 本市への新しいひとの流れをつくる
- ・基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ・基本目標4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る

【数値目標】

5-2の ①に掲げ	KPI	現状値 (計画開始時点)	目標値 (令和6年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略

る事業				の基本目標
ア	一人当たりの市民所得	2,915千円	3,000千円	基本目標1
イ・エ	人口純移動数	▲236人	年間▲100人 以内	基本目標2 基本目標4
ウ	合計特殊出生率	1.39	1.42	基本目標3

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

那須烏山市まち・ひと・しごと創生推進事業

- ア 本市における安定した雇用を創出し、安心して働けるようにする事業
- イ 本市への新しいひとの流れをつくる事業
- ウ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業
- エ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る事業

② 事業の内容

- ア 本市における安定した雇用を創出し、安心して働けるようにする事業
 - ・優良な中小企業が後継者不足で廃業してしまうことは、本市の経済にとって大きな損失であることから、事業承継の円滑化を推進し、中小企業の技術を次世代に引き継ぎ、産業の活性化を図ります。
 - ・市内企業の魅力を発信することで、市内に職を求める機運を醸成します。
 - ・本市への企業誘致及び立地を推進するため、適地となる土地情報の提供に努めるとともに、既存企業の規模拡大を促進し、地域産業の振興を図ります。
- 【具体的な施策】
- ・企業誘致条例の運用

- ・事業用地情報制度の活用
- ・中小企業振興資金貸付事業
- ・中小企業競争力強化支援事業
- ・市内の中学生等を対象とした、企業の魅力発信事業
- ・ワーク・ライフ・バランス等に取り組む市内企業の認定事業 等

イ 本市への新しいひとの流れをつくる事業

- ・本市に愛着や誇りを持ち、「本市に住み続けたい」と思えるような、魅力度の向上に努めるとともに、特に若い世代の転出抑制、定住促進を図ります。また、将来的な移住に繋がる取り組みとして、本市の地域資源を活かした都市と農村との交流事業を展開し、関係人口の創出を図ります。
- ・本市を代表する「山あげ祭」や「烏山城跡」をはじめとした豊かな地域資源を活用し、体験型・交流型・滞在型の要素を取り入れた「着地型観光」を推進するとともに、他市町と連携した広域観光を視野に入れた取り組みに努めます。

【具体的な施策】

- ・定住支援事業（空き家等情報バンク制度）
- ・東京圏からの移住促進事業（移住支援金）
- ・シティプロモーションの推進（キャッチフレーズ等の有効活用）
- ・都市と農村との交流事業
- ・まちなか観光サイトの再構築
- ・山あげ祭の魅力発信
- ・観光客の受け入れ基盤の整備（山あげ会館、龍門ふるさと民芸館）
- ・観光協会の体制・機能強化
- ・烏山城跡の有効活用 等

ウ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

- ・若い世代の結婚・出産・育児のしやすい環境を整備するとともに、妊娠、出産、子育てまでの各段階に応じた切れ目のない支援体制の充実を図り

ます。

- ・本市では、男女を通じて初婚年齢の早期化に努めるとともに、男性への結婚支援に重点を置いた取り組みの充実を図ります。
- ・「那須烏山市子ども・子育て支援事業計画（すくすくこどもプラン）：令和2年度～令和6年度」を着実に推進します。

【具体的な施策】

- ・若者交流事業
- ・不妊治療費の助成
- ・思春期ふれあい体験学習
- ・産前・産後ケアの充実
- ・赤ちゃんの駅設置の推進 等

エ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る事業

- ・人口減少化においても持続可能な暮らしやすいコンパクトな都市の形成を目指し、都市機能や居住機能の集約、JR 烏山線を軸とした公共交通網の構築を図ります。
- ・特色ある学校教育を推進し、将来を担う人材の育成に取り組みます。
- ・市民一人ひとりが健康長寿を意識し、積極的に健康づくりに取り組める環境整備に努めます。
- ・市民の生命や財産、安全・安心な暮らしを守るため、防災体制の充実や災害に強いまちづくりに努めます。
- ・未来技術を活用し、様々な分野において地域課題の解決に繋がる取り組みの実現に向け、調査研究に努めます。

【具体的な施策】

- ・立地適正化計画に基づく各種施策の推進
- ・地域公共交通網形成計画の策定及び JR 烏山線を中心とした公共交通網の充実
- ・中学生部活動・学習サポート事業
- ・英語コミュニケーション推進事業、英語検定受験者の拡充
- ・情報教育の推進 等

※なお、詳細は第2期那須烏山市まち・ひと・しごと創生推進計画のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

820,000千円（2020年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

【検証方法】

「那須烏山市総合政策審議会」により、毎年度取り組み内容及びKPIの検証を行い、成果向上に向けた提言を集約の上、反映させる。

【外部組織の参画者】

（産）那須烏山市商工会、那須南農業協同組合（学）国立大学宇都宮大学
（金）足利銀行、栃木銀行、烏山信用金庫（福祉分野）那須烏山市社会福祉協議会（観光分野）那須烏山市観光協会（民）那須烏山市女性団体 連絡協議会 NPO法人、まちづくり団体など

【検証結果の公表の方法】

毎年12月に検証後、速やかに那須烏山市ホームページにて公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

5-3 その他の事業

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで